

研究

Kenkyu Soshu No.620

双書

アフリカ土地政策史

武内進一：編



Kenkyu Soshu No.620

研究
双書

アフリカ土地政策史

武内進一：編

IDE-JETRO アジア経済研究所

研究双書 No. 620

武内進一編
『アフリカ土地政策史』

Afurika Tochiseisakushi

(Land and the State in Africa: The Evolution of Land Policies)

Edited by

Shinichi TAKEUCHI

Contents

Introduction	Land and the State in Africa: Historical Overview	(Shinichi TAKEUCHI)
Chapter 1	Land Policies in Kenya, 1902-2012	(Miwa TSUDA)
Chapter 2	The Evolution of Land Administration and Land Issues in Zambia	(Shuichi OYAMA)
Chapter 3	The Bifurcated Evolution of Land Policies in Sierra Leone	(Takehiko OCHIAI)
Chapter 4	A Chronological Consideration on Tanzanian Land Policies: With Special Reference to the “Customary” Land Right	(Jun IKENO)
Chapter 5	Land Policy on Rural Area in Côte d'Ivoire: From Colonial Era to the Present	(Akira SATO)
Chapter 6	The Evolution of Land Policies in the Democratic Republic of the Congo, Rwanda, and Burundi	(Shinichi TAKEUCHI)
Chapter 7	The Evolution of Land Policies and Conflicts in Southern Somalia	(Mitsugi ENDO)
Chapter 8	Changes in Relationship between State and Society in Ethiopia: An Analysis of Historical Land Policies	(Yuka KODAMA)
Conclusion	The Statebuilding and Land Policies in Africa	(Shinichi TAKEUCHI)

[Kenkyu Soshō (IDE Research Series) No. 620]

Published by the Institute of Developing Economies, JETRO, 2015

3-2-2, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261-8545, Japan

目 次

まえがき

訳語について

序 章 アフリカにおける土地と国家

——その歴史的概観——…………… 武内進一 …… 3

はじめに …………… 3

第1節 植民地化以前のアフリカ …………… 6

第2節 植民地化と土地収奪 …………… 8

第3節 戦間期の政策転換 …………… 11

第4節 ポストコロニアル国家の土地政策——1980年代まで—— …… 14

第5節 冷戦終結後の土地政策——1990年代以降—— …… 18

第6節 本書の構成 …………… 21

第1章 ケニアにおける土地政策——植民地期から2012年の土地関連

新法制定まで—— …………… 津田みわ …… 31

はじめに …………… 31

第1節 植民地期前期——人種別の土地制度確立—— …… 32

第2節 植民地期後期以後——人種条項の撤廃と私的所有の推進——
…………… 40

第3節 2000年代の土地制度改革 …………… 46

おわりに …………… 53

第2章 ザンビアの領土形成と土地政策の変遷	大山修一	63	
はじめに		63	
第1節 BSACによる領土の獲得		65	
第2節 BSACの統治期		67	
第3節 英領植民地期		74	
第4節 カウンダ政権期		80	
第5節 1995年「新・土地法」の成立		82	
まとめ ——ザンビアにおける土地制度の特徴——		84	
第3章 シエラレオネにおける土地政策の分枝国家的な展開			
	落合雄彦	89	
はじめに		89	
第1節 行政制度と司法制度の現在		91	
第2節 西部地域における土地政策の展開		99	
第3節 プロヴィンスにおける土地政策の展開		104	
むすびに代えて		115	
第4章 タンザニアにおける土地政策の変遷			
	——慣習的な土地権に着目して——	池野 旬	121
はじめに		121	
第1節 ドイツ植民地期（1885～1919年）		124	
第2節 英統治期（1919～1961年）		127	
第3節 独立後初期の土地政策（1960年代）		131	
第4節 ウジャマー村政策期と移行期（1970～1990年代初期）		134	
第5節 現行の土地改革の推進（1990年代初期～）		137	
結語にかえて		139	

第5章	コートジボワール農村部に適用される土地政策の変遷	
	——植民地創設から今日まで——	佐藤 章 … 147
	はじめに	147
第1節	植民地期コートジボワールでの収奪的な法制度と	
	実態との乖離	150
第2節	慣習的土地利用と移民政策を組み合わせた政策の展開	153
第3節	土地政策の見直しと1998年土地法	157
第4節	コートジボワールの土地問題の現状	160
	おわりに	164
第6章	コンゴ民主共和国, ルワンダ, ブルンジの土地政策史	
		武内進一 … 171
	はじめに	171
第1節	植民地期初期	172
第2節	ベルギー統治期	174
第3節	独立以降の土地政策——1980年代まで——	179
第4節	1990年代以降の土地政策	183
	まとめ	188
第7章	ソマリアにおける土地政策史と紛争	
	——南部ソマリアを中心として——	遠藤 貢 … 197
	はじめに	197
第1節	南部ソマリアにおける農業と伝統的な土地利用	198
第2節	植民地期の土地政策	200
第3節	独立後の土地政策関連の試み——1975年法の前史——	203
第4節	1975年の農業土地法, 1976年の農業関連法の概要とその運用	207
第5節	シアド・バーレ政権崩壊後の対立図式	215

むすびにかえて	218
第8章 エチオピアにおける土地政策の変遷からみる国家社会関係	
……………	兎玉由佳 … 225
はじめに	225
第1節 帝政前期（1855～1936年）	
——国家統一による新たな土地制度の導入——	…………… 226
第2節 帝政後期（1941～1974年）——中央集権化推進の試み——	… 231
第3節 テルグ政権期（1974～1991年）	…………… 235
第4節 EPRDF 政権期（1991年～）	…………… 242
おわりに	…………… 246
終章 アフリカの国家建設と土地政策	…………… 武内進一 … 255
第1節 国家建設と土地政策	…………… 255
第2節 本書の意義と政策的含意	…………… 262
第3節 今後の課題	…………… 266
索引	…………… 271

アフリカ土地政策史

【アルファベット】

ADLI (農業開発先導型工業化) 242, 243, 245
 AOF (フランス領西アフリカ) 150, 151, 153, 167
 APC (全人民会議) 117
 BSAC (イギリス南アフリカ会社) 64-75, 84, 85, 256
 CNTB (土地その他財産に関する国家委員会) 188, 194
 EPRDF (エチオピア人民革命民主戦線) 225, 226, 242-246, 248
 HCB (ベルギー領コンゴ搾油会社) 175, 176, 190
 MPR (革命人民運動) 180
 PEV (選挙後紛争, 2007/08年紛争) 31, 32, 34, 46, 48, 50, 54, 58
 PFR (農村土地計画) 157
 RPF (ルワンダ愛国戦線) 172, 184-187, 192, 193
 SLIEPA (シエラレオネ投資輸出促進庁) 110
 SLPP (シエラレオネ人民党) 117
 UMHK (上カタンガ鉱業連合) 176, 180

【あ行】

アサル 197, 198, 204, 217-219
 アジア系 33, 54, 55, 128
 アラブ系 23, 32, 36, 39, 53-55, 126, 140
 アラブ人→「アラブ系」を見よ
 空き地ならびに無主地 9, 150-153
 イギリス南アフリカ会社→「BSAC」を見よ
 イタリア 21, 68, 200-204, 220, 221, 226, 227, 231, 234, 248
 イボワール人性 159, 168
 インド人→「アジア系」を見よ
 一般法 89, 96-98, 106, 107, 114, 116
 ウジャマー村 123, 134-136, 139, 140, 142

ウフェ=ボワニ, フェリックス 16, 156-158
 ウムドゥグドゥ 185
 エチオピア 5, 15, 18, 19, 21, 22, 201, 220, 225-227, 229-231, 233-235, 238, 239, 242, 243, 246, 248, 249, 260, 261
 ——人民革命民主戦線→「EPRDF」を見よ
 ——正教会 229, 230, 248
 エリオット, チャールズ 33
 オガデン 214, 215, 217
 オディンガ, ライラ 48, 49, 52, 58
 オルドナンス xii, 24, 173, 181
 オロモ 214, 245
 王領植民地 100, 103, 104
 王領地 xii, 8-10, 16, 33, 34, 39, 45, 53, 56, 57, 74, 76-80, 84, 85, 100, 101, 103, 105, 124, 125, 255, 256
 王領地条令(ケニア) 10, 33, 34, 39, 45, 56

【か行】

カガメ, ポール 185
 ガルチ 197, 198, 204, 217, 218
 カレンジン人 46, 47
 革命人民運動→「MPR」を見よ
 慣習占有権 122, 123, 137-140
 慣習地 17, 63, 64, 83, 84, 137, 182, 183
 慣習の権利 20, 21, 153, 157-159, 161, 163, 175, 181-183
 慣習的な土地権 121-124, 126, 127, 131-134, 136, 137, 139, 140, 142, 188
 慣習法 9, 13, 16, 38, 57, 63, 75, 76, 79, 85, 89, 90, 96-98, 102, 107, 116, 122, 126, 128, 130, 135, 137, 138, 179, 181, 182, 258
 間接統治 12-16, 77, 84, 90, 118, 127, 129, 141, 142, 166, 178, 179, 191, 257, 258, 262, 263
 上カタンガ鉱業連合→「UMHK」を見よ
 キクユ人 15, 41, 42, 44, 46-48, 53, 54, 263, 268

北チャーターランド開発会社 71, 74, 75
 北ローデシア 10, 64, 65, 67, 70-80, 82,
 84, 85, 256
 キバキ, ムワイ 47-49, 52
 旧ホワイトハイランド 14, 42-44, 46, 48,
 53
 行政財産国有地 xii, 24, 151, 166, 190
 行政評議会 xii, 66, 74
 共同保有 63, 64, 83
 居留地 xii, 8-10, 16, 34, 36-42, 55-57,
 70, 73-76, 78-85, 173
 グリ 197, 198, 204, 217-219
 クリオ 101, 106
 グルト 227-233, 235, 247
 ゲッバル 227-229
 ケニア 5, 9, 10, 14, 15, 17, 18, 20, 21, 23,
 25, 31-34, 36-42, 45-55, 57, 73, 125,
 193, 255, 257, 258, 262-264, 267
 ケニヤッタ, ジョモ 15, 46, 58
 憲法 xii, 36, 42, 43, 48-51, 54, 55, 57, 58,
 81, 96, 136, 179-181, 185, 191, 207,
 227, 231, 238, 242, 248
 県行政官 94, 130, 133
 県長官 56, 77, 94, 107, 129
 原住民 8, 12, 45, 76, 78, 81, 90, 106, 116,
 123, 127-129, 139, 140, 150, 151, 178,
 181
 —居留地 xii, 8, 9, 16, 34, 36-42, 55-
 57, 70, 73-76, 78-81, 84, 85
 —財務局 129, 130
 —裁判所 129, 130
 —信託地 77-81, 84, 85
 —政策 177, 178, 191
 —土地法 (南アフリカ) 10
 —統治機構 12, 13, 38, 56, 77, 78,
 84, 129, 130, 133, 139, 142, 257, 258
 限嗣所有権 xii
 鉦山鉦物条令 (シエラレオネ) 112, 114
 鉦山鉦物法 (シエラレオネ) 112, 114,
 118, 119
 鉦物権 112-114
 ゴーシャ 198, 199, 203, 204, 207, 213, 214,
 217, 219, 220
 コートジボワール 5, 16, 20, 21, 24, 25,

147-150, 152, 154-157, 159, 160,
 163-168, 256, 267
 コーヒー 12, 147, 152, 154, 156, 157,
 165, 192, 229, 267
 公有地 58, 121, 124, 128, 131, 132, 141,
 208, 263, 265
 国有地 16, 24, 45, 47-49, 53, 54, 80, 81,
 115, 151, 167, 173, 182, 183, 190, 192,
 255, 264
 ココア 12, 147, 152, 155-157, 165, 267
 国家建設 4, 5, 22, 23, 123, 134, 255,
 260-263, 266
 国家土地委員会 (ケニア) 49, 51, 52,
 54, 57, 58, 115
 国家土地政策原案 (シエラレオネ)
 115, 116
 小屋税 71
 コロマ, アーネスト・バイ 117
 コロンヤシステム 202
 コンゴ自由国 8, 11, 23, 24, 171-174, 177,
 188, 190, 256
 コンゴ民主共和国 5, 21, 25, 171, 189, 263
 コンセクション xii, 10, 11, 24, 66-71, 73-
 75, 84, 109, 110, 114, 166, 172-176,
 179-182, 186, 190, 192, 201-203, 205,
 256
 —条令, 1931年 109, 110, 114
 —法 110, 111

【さ行】

ザイール 5, 16-18, 24, 171, 172, 180-
 182, 184, 189, 192, 258, 263
 —化政策 18, 181, 192
 ザンビア 5, 9, 10, 19-21, 63-66, 68, 80-
 85, 256, 258, 268
 再定住政策 16, 235, 238, 241, 244, 245,
 247, 249, 260
 シアド・バーレ, モハメド 197, 206,
 212, 214-221
 シーガド 200
 ジーモ 199
 シエラレオネ 5, 16, 21, 89-91, 93-100,
 102-104, 108-112, 114-118, 256, 257

——植民地 89, 90, 99-103, 105, 106, 109
 ——人民党→「SLPP」を見よ
 ——投資輸出促進庁→「SLIEPA」を見よ
 ——保護領 89, 105, 106, 108, 112
 資源管理 4, 5, 12, 14, 21, 23, 31, 148, 189, 226, 255, 257, 260
 私的所有権 8, 9, 12, 13, 16, 17, 19, 23, 24, 32, 34, 36, 39, 41-43, 45, 49, 53, 57, 173, 174, 180, 182, 186, 227, 237, 255, 258, 259, 262, 267, 268
 市場メカニズム 83
 シャラムブード 210
 私有 13, 16-19, 23, 36, 37, 40-45, 47-55, 57, 63, 64, 83, 100, 174, 247, 258, 262-264, 267, 268
 集村化 134-136, 138, 140, 239-241
 州長官 91, 92, 129, 130, 133
 自由土地保有権 xii, 17, 32, 75-77, 80, 81, 85, 100-103, 107, 112, 116, 125, 127, 130, 131, 141, 190, 255, 256, 262
 首席行政官 94
 ジュバ川 198, 199, 201, 215
 生涯所有権 xii
 証書登記条令, 1906年(シエラレオネ) 101, 102
 植民地省 73, 108, 191
 所有権 ix-xii, 9, 19-21, 33, 34, 38, 42, 48, 54-56, 58, 64, 73, 74, 83, 105, 121, 136, 153, 154, 159, 166, 167, 176, 177, 179, 231, 259, 260, 263
 枢密院 73, 74
 西部地域 89-93, 95-99, 102-104, 111, 115-118, 256, 257
 セッション 172-176, 179, 180, 182, 190
 絶対的所有権 xii, 77
 選挙後紛争→「PEV」を見よ
 全人民会議→「APC」を見よ
 占有権 xii, 39, 82, 122, 123, 127-129, 131, 132, 136-141, 151, 160, 173, 189
 専有地 183
 総督 xii, 33, 34, 39, 45, 53, 55, 56, 66, 74-78, 82, 85, 89, 105, 106, 109, 125,

127-130, 151, 166, 167, 228, 231
 ソマリア 5, 17, 21, 24, 34, 197-199, 201-207, 209, 212, 213, 215-221, 239
 村落土地法, 1999年(タンザニア) 121-123, 137-140
 村落入植計画(タンザニア) 132, 134

【た行】

ダシェーゴ 199, 200, 203
 タンザニア 5, 15, 17, 19, 21, 24, 34, 121-124, 127, 129, 131, 132, 134-136, 138-142, 194, 256, 258
 チーフ 12-15, 20, 24, 37, 39, 40, 56, 64, 66-68, 71, 73, 77, 78, 82-84, 90, 95, 106, 178, 179, 183, 191, 228, 257, 258, 268
 チーフダム 16, 94, 95, 98, 115, 116, 118, 178, 179, 181, 191
 ——議会 16, 94, 95, 106-108, 113, 116, 118
 地表権 112-114
 地方議会 93-95
 地方裁判所 96, 98, 118
 直接統治 90, 141, 142
 勅令 xii, 36, 38, 39, 41, 55, 67, 68, 70, 72-76, 79, 80, 82, 84, 127, 128
 ディーガン 200, 215
 ディギル 204, 217
 デクレ xii, 167, 168, 173, 175, 178, 182, 191, 192
 デルゲ 225, 226, 235, 237-239, 241, 242, 244-246, 248
 伝統的権威 63, 64, 66, 80-83, 85, 139
 10(テン)マイル带状地域 34, 36, 47, 55
 ドーントク 199
 土地ガバナンス 20, 21, 25, 264, 265, 267
 土地権利証書 xi, 19, 23, 52, 137, 138, 140, 186, 261
 土地再分配 31, 44, 237-239, 241, 248, 249, 259
 土地収奪 8-10, 20, 22, 24, 46, 80, 84, 124, 174, 214, 256
 土地証書 158, 162, 164, 168

土地所有 12, 15, 23, 24, 33, 37, 41, 44, 46,
50, 53, 54, 63, 76, 82-84, 95, 102, 105-
108, 113, 114, 116, 118, 154, 160-
163, 167, 185, 230, 246

土地所有権 5, 33, 34, 38, 42, 54, 83, 149,
157, 160, 161, 163, 174, 180, 190, 193,
243, 258-260, 264

土地所有証明書 63, 82-84

土地その他財産に関する国家委員会→
「CNTB」を見よ

土地登記 41, 42, 45, 51, 129, 138, 161, 162,
172, 175, 179, 183, 186-188, 210, 213,
214, 216, 217, 225, 242, 243, 245, 247,
260

土地法 3, 10, 16, 19, 20, 25, 41, 51, 52, 63,
65, 81-83, 107, 108, 111, 113, 116-
118, 127, 128, 131, 132, 134, 135, 152,
166, 183, 184, 186, 188, 189, 192, 193,
204-207, 210, 213, 214, 216, 218, 243,
247, 259-261, 263, 265, 268

土地法, 1973年(ルワンダ) 180-182,
189

土地法, 1998年(コートジボワール)
149, 155, 157, 158, 160-162, 165, 168

土地法, 1999年(タンザニア) 121, 122,
137

土地保有 ix, x, xii, 6, 17, 37, 41, 46, 83,
121, 132, 135, 136, 141, 158, 197, 199,
200, 210, 215, 216, 218, 221, 233, 237,
241, 244, 249

土地保有権 151, 153, 158, 161, 216-219,
245

土地リース権 xii, 32, 76, 77, 80-85, 100-
103, 107, 112-114, 116, 125, 127, 128,
130, 131, 141, 208-213, 216, 217, 219,
255, 256, 262

土壌保全 11, 12, 38, 177, 191

【な行】

ナショナリズム 17, 80, 181, 188, 259

ナバドゥーン 199, 214

2007/08年紛争→「PEV」を見よ

二重性 63, 64, 85, 266

入植者 8-10, 16, 24, 33, 34, 40, 43, 47, 48,
55, 64, 68, 72-80, 84, 85, 99-101, 103,
125, 147, 148, 152, 153, 156, 176, 177,
191, 192, 256-258

入植殖民地 9, 16, 99, 100, 103, 104, 152,
154, 264

認可占有権 122, 129, 131, 132, 138, 141

農業開発先導型工業化→「ADLI」を見
よ

農業土地法, 1975年(ソマリア) 207,
210, 213, 214, 216, 218

農村土地計画→「PFR」を見よ

【は行】

ハイレ・セラシエ1世 15, 227, 231, 248

パラマウント・チーフ 13, 64, 66-68, 71,
75, 95, 106, 107, 111, 114-116, 118,
130

バロツェランド 67, 68, 70, 73, 74, 77,
81, 84
——協定 81

非原住民 106, 107, 114, 116, 124, 125,
127-131, 141

ファラック 197, 198, 204, 217, 218

不在地主 81, 213, 233, 234

ブラ・マタリ 8, 22, 257, 261, 262

フランス民法 9, 150, 166, 167

フランス領西アフリカ→「AOF」を見よ

ブルンジ 5, 17, 21, 23-25, 124, 127, 141,
171-173, 182-184, 187, 188, 192, 194,
256, 259

プロヴィンス 16, 89-98, 102, 104, 105,
107, 110-116, 118, 256
——土地法 107, 108, 111, 113, 116,
118

複数政党制選挙 46, 47, 82

布告 xii, 174, 207, 237, 238, 243

部族統治機構 16, 106, 112, 114, 257

「部族の土地」(tribal land) 78

普通財産国有地 xii, 24, 151, 166, 190

分枝国家 89-91, 97, 115

ベイザナ 177, 191, 267

ベディエ, H・コナン 158-160, 168

ベルギー領コンゴ搾油会社→「HCB」
を見よ

法的無策 149, 154, 155

北西ローデシア 66, 67

北東ローデシア 66, 70, 72

保護領 32, 33, 36, 39, 45, 49, 55, 70, 73,
78, 89, 90, 94, 102, 104-112, 114, 115,
118, 256

——条令, 1896年(シエラレオネ)
105, 108

——土地条令, 1927年(シエラレオネ)
106-108, 114

ホワイトハイランド 14, 33, 37, 39-44,
46-48, 53, 57, 125

【ま行】

マウマウ 17, 40, 42

マサイランド 57, 258, 268

マムダニ, マフムード 89

ミジケンダ人 36

ミドル・ジュバ 199, 200, 210, 213, 219

看做(みなし)占有権 122, 123, 129,
131, 137, 139, 141

ミリフル 204, 217

無主地 9, 16, 24, 105, 124, 150-153, 158,
166, 173, 190, 216

モイ, ダニエル・アラップ 46, 47

モガディシュ 212, 213, 215, 219

モブツ, セセ・セコ 18, 171, 172, 179-
182, 189, 192, 263

【や行】

ヤシ油条令, 1913年 109, 114

ヨーロッパ系 7-10, 12-14, 18, 24, 32, 33,

43, 44, 54, 55, 64, 68, 71-73, 75-80,
84, 85, 90, 101, 124, 125, 130, 140,
172, 173, 175, 176, 178, 180, 181, 188,
191, 219, 255-259, 261, 262, 267

ヨーロッパ人→「ヨーロッパ系」を見よ

【ら行】

ラハンウェイン 200, 204, 217, 218

ランド・バンキング 212, 213

ランドクラブ 3, 20, 22, 110, 111, 113, 114,
212, 213, 215, 219, 221, 260, 261, 266

リーバ兄弟社 108, 175

立法評議会 xii

リバーライン地域 204

リフトバレー州 15, 31, 42, 44, 46-48, 54
領域統治 5, 14, 21, 23, 31, 148, 189, 255,
258-260

ルスト 227, 229, 247

ルワンダ 5, 15, 19-21, 23-25, 124, 127,
141, 171-173, 182-189, 191-193, 256,
258, 259, 261, 267

——愛国戦線→「RPF」を見よ

レオポルド2世 11, 23, 172

ローアー・ジュバ 198-200, 202, 205, 212-
214, 219, 220

ローズ, セシル 10, 65, 66, 69

ローデシア・ニアサランド連邦 80

【わ行】

ワタラ, A. D. 149, 161, 165

【ん行】

ンギル, チャリティ 52

複製許可および PDF 版の提供について

点訳データ、音読データ、拡大写本データなど、視覚障害者のための利用に限り、非営利目的を条件として、本書の内容を複製することを認めます (<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/reproduction.html>)。転載許可担当宛に書面でお申し込みください。

また、視覚障害、肢体不自由などを理由として必要とされる方に、本書の PDF ファイルを提供します。下記の PDF 版申込書（コピー不可）を切り取り、必要事項をご記入のうえ、販売担当宛ご郵送ください。折り返し PDF ファイルを電子メールに添付してお送りします。

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3 丁目 2 番 2
日本貿易振興機構 アジア経済研究所
研究支援部出版企画編集課 各担当宛

ご連絡頂いた個人情報は、アジア経済研究所出版企画編集課（個人情報保護管理者－出版企画編集課長 043-299-9534）が厳重に管理し、本用途以外には使用いたしません。また、ご本人の承諾なく第三者に開示することはありません。

アジア経済研究所研究支援部 出版企画編集課長

PDF 版の提供を申し込みます。他の用途には利用しません。

武内進一編 『アフリカ土地政策史』【研究双書620】 2015年

住所 〒

氏名：

年齢：

職業：

電話番号：

電子メールアドレス：

たけうち しんいち
武内 進一 (アジア経済研究所地域研究センター・センター長)
つだ
津田 みわ (アジア経済研究所地域研究センター・アフリカ
研究グループ主任研究員)
おおやま しゅういち
大山 修一 (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究
科准教授)
おちあい たけひこ
落合 雄彦 (龍谷大学法学部教授)
いけの じゅん
池野 旬 (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究
科教授)
さとう あきら
佐藤 章 (アジア経済研究所地域研究センター・主任研究員)
えんどう みつぎ
遠藤 貢 (東京大学大学院総合文化研究科教授)
こだま ゆか
児玉 由佳 (アジア経済研究所地域研究センター・アフリカ
研究グループ主任研究員)

—執筆順—

アフリカ土地政策史

研究双書No.620

2015年11月13日発行

定価 [本体3500円 + 税]

編者 武内進一

発行所 アジア経済研究所
独立行政法人日本貿易振興機構

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目2番2

研究支援部 電話 043-299-9735

FAX 043-299-9736

E-mail syuppan@ide.go.jp

http://www.ide.go.jp

印刷所 日本ハイコム株式会社

©独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所 2015

落丁・乱丁本はお取り替えいたします

無断転載を禁ず

ISBN978-4-258-04620-1

「研究双書」シリーズ

(表示価格は本体価格です)

619	中国の都市化 拡張, 不安定と管理メカニズム 天児慧・任哲編 2015年 173p. 2,200円	都市化に伴う利害の衝突がいかに解決されるかは、その都市または国の政治のあり方に大きく影響する。本書は、中国の都市化過程で、異なる利害がどのように衝突し、問題がいかに解決されるかを政治学と社会学のアプローチで考察したものである。
618	新興諸国の現金給付政策 アイディア・言説の視点から 宇佐見耕一・牧野久美子編 2015年 239p. 2,900円	新興諸国等において貧困緩和政策として新たな現金給付政策が重要性を増している。本書では、アイディアや言説的要因に注目して新たな政策の形成過程を分析している。
617	変容する中国・国家発展改革委員会 機能と影響に関する実証分析 佐々木智弘編 2015年 150p. 1,900円	中国で強大な権限を有する国家発展改革委員会。市場経済化とともに変容する機能や影響を制度の分析とケーススタディーを通じて明らかにする。
616	アジアの生態危機と持続可能性 フィールドからのサステナビリティ論 大塚健司編 2015年 294p. 3,700円	アジアの経済成長の周辺に置かれているフィールドの基層から、長期化する生態危機への政策対応と社会対応に関する経験知を束ねていくことにより、「サステナビリティ論」の新たな地平を切り拓く。
615	ココア共和国の近代 コートジボワールの結社史と統合的革命 佐藤章著 2015年 356p. 4,400円	アフリカにはまれな「安定と発展の代名詞」と謳われたこの国が突如として不安定化の道をたどり、内戦にまで至ったのはなぜか。世界最大のココア生産国の1世紀にわたる政治史からこの問いに迫る。本邦初のコートジボワール通史の試み。
614	「後発性」のポリティクス 資源・環境政策の形成過程 寺尾忠能編 2015年 223p. 2,700円	後発の公共政策である資源・環境政策の後発国での形成を「二つの後発性」と捉え、東・東南アジア諸国と先進国を事例に「後発性」が政策形成過程に与える影響を考察する。
613	国際リユースと発展途上国 越境する中古品取引 小島道一編 2014年 286p. 3,600円	中古家電・中古自動車・中古農機・古着などさまざまな中古品が先進国から途上国に輸入され再利用されている。そのフローや担い手、規制のあり方などを検討する。
612	「ポスト新自由主義期」ラテンアメリカにおける政治参加 上谷直克編 2014年 258p. 3,200円	本書は、「ポスト新自由主義期」と呼ばれる現在のラテンアメリカ諸国に焦点を合わせ、そこでの「政治参加」の意義、役割、実態や理由を経験的・実証的に論究する試みである。
611	東アジアにおける移民労働者の法制度 送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて 山田美和編 2014年 288p. 3,600円	東アジアがASEANを中心に自由貿易協定で繋がる現在、労働力の需要と供給における相互依存が高まっている。東アジア各国の移民労働者に関する法制度・政策を分析し、経済統合における労働市場のあり方を問う。
610	途上国からみた「貿易と環境」 新しいシステム構築への模索 筋内彰子・道田悦代編 2014年 324p. 4,200円	国際的な環境政策における途上国の重要性が増している。貿易を通じた途上国への環境影響とその視座を検討し、グローバル化のなか実効性のある貿易・環境政策を探る。
609	国際産業連関分析論 理論と応用 玉村千治・桑森啓編 2014年 251p. 3,100円	国際産業連関分析に特化した体系的研究書。アジア国際産業連関表を例に、国際産業連関表の理論的基礎や作成の歴史、作成方法、主要な分析方法を解説するとともに、さまざまな実証分析を行い、その応用可能性を探る。
608	和解過程下の国家と政治 アフリカ・中東の事例から 佐藤章編 2013年 302p. 3,700円	紛争勃発後の国々では和解の名のもとにいかなる動的な政治が展開されているのか。そしてその動態が国家のあり方にどのように作用するのか。綿密な事例研究を通して紛争研究の新たな視座を探究する。
607	高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展 坂田正三編 2013年 236p. 2,900円	高度経済成長期を迎え、ベトナムの農村も急速に変容しつつある。しかしそれは工業化にともなう農村経済の衰退という単純な図式ではない。ベトナム農業・農村経済の構造的変化を明らかにする。